

## 第1章 ヨハネス・アルトジウス

### 中世および近代における政治思想の展開に対するドイツ人の関心

[GA1/GF15] ヨハネス・アルトジウス (Johannes Althusius) の名前は、今日ほとんど忘れられている。その名前がドイツ人であるにもかかわらず忘れられているのか、それともおそらくまさにドイツ人であるがゆえにそうであるのか。そのどちらかである。

国家学の歴史の中では、天才サムエル・プーフェンドルフ (Samuel Pufendorf)<sup>35</sup> の精神活動<sup>36</sup> はほんとうに紛れもないが、それに先立つ時代のドイツ人の学者の業績となると、それは普通語られない。むしろ、確実なことはこうである。すなわち、ドイツ宗教改革者の、国家論に及ぼしたはかりしれないがなお間接的な影響は別として、政治思想をめぐる論争に対してドイツ人はごくわずかししか関心を持たなかった。実際、本当に開拓的な著作は、確実に他の諸国民 (Nationen) の間で生まれた。しかしながら、国家生活を改革する働きと原因だけでなく、政治理論を産みだしたヨーロッパの思考過程に対するドイツ人の協同が、決してそれほど意味のないものであったわけではない。このことはたしかに中世にもあてはまる。中世の国家論は依然として十分評価されているわけではないが、中世の有機的統一体をなしているその思想体系の個々の要素と再生産された古代の思想とが融合されて、中世の思想体系は破壊され、近代の国家観の基礎が作り出されたのである。中世において、法学そのものの領域では、国民的な (national) 法学の芽生えが十分育たなかったから、中世のドイツ人は、本質的にもっぱら受け身的な態度ですました。しかし、彼らは、創造的な精神をもって政<sup>アフリフイステイッシュ</sup>治理論の形成に [GA2] すでに対等に参与していたのである。同じく、16世紀を通して、また

---

<sup>35</sup> 訳注 Pufendorf, Samuel (1632-1694). [プーフェンドルフ] : 『新訂版現代政治学事典』, 886頁.

<sup>36</sup> 訳注 GF15は「精神」(Geist)に相当する言葉を省いている。しかし、自然科学の方法論に対抗的に精神科学の方法論としてデイルタイ (Dilthey) が内在的な理解 (Verstehen) を主張していたことを思えば、ギールケが「精神活動」(Geistesthaten) といったことを無視しても構わないかどうか、疑問は残る。

17世紀のはじめには、多様な方向に分化していく国家学の動きにつれて、ドイツ人はほとんどどこでも第一線にいた。宗教思想の影響はいうまでもないが、近隣諸国におけると同様ドイツでも、今や、独立した法学が花開いた。それは、徐々に実定国家法 (das positive Staatsrecht<sup>37</sup>) [という概念] を完成 (Ausbau) させた。いたるところで、[GF16] 文献学的歴史学的に国家論を深めようと研究され始めた。人文主義者の古代模倣的な政治的著作、統治術の実践的な手引き書の作成、政治的な時事問題の議論、こうしたことがどこでも熱心に行われた。この点でとりわけ目立ってきたのは、独自の自然法論であり、それと同時に、抽象的哲学的国家論であった。

#### 16世紀の論争、「モナルコマキ」とアルトジウスの『政治学』（1603年）

[GA3] かくして、ドイツも、中世におけると同様、今や、<sup>フブリツィステイッシュ</sup>政治理論家たちの大きな論争にきわめて活発に参加するようになった。とくに、この領域では、16世紀後半に燃え上がった国家権力の真の主体をめぐる論争が、様々な反響を呼んだ。そして、ますます絶対主義に舵をあわせて勝利を収めつつある傾向 [の勢力] は、フランス人ボダン (Bodin)<sup>38</sup> を支持して同じ主張を展開したが、それに対抗する人民主権論は、その体系的な完成と学問的にもっとも重要な説明とを、ドイツの法学者から学んだのである。このドイツ人が、ほかならぬヨハネス・アルトジウスであった。

アルトジウスは、1603年、ヘルボルンで体系的な方法を使って『政治学』(Politik) の教科書を出版した。『政治学』の名で、彼は一般国法学 (das allgemeine Staatsrecht) も理解していた。この著書は、形式的にみて、厳密に体系的で完全ないわゆる「政治学」を叙述しようとしたもっとも古いものである。しかし注目すべきは、その内容である。彼は、その書物の中で、過去数十年にわたりとりわけフランスの内戦中に登場した政治理論家たちの見解に全面的に

---

<sup>37</sup> 訳注 GF15 は positive Public Law と英訳している。

<sup>38</sup> 訳注 Bodin, Jean (1530-1596). [ボダン] (佐々木毅) : 『新訂版現代政治学事典』, 947-948頁。

賛成している。彼らは、人民主権の原理から、契約違反の支配者に対する能動的な抵抗権という革命的な帰結を引き出し、それによって、同時代の敵対者から、すでに「モナルコマキ」(Monarchomachen) と呼ばれていた<sup>39</sup>。しかし、彼らがこれまで戦闘的なパンフレットの中で具体的な意図をもって語っていたところに、[GA4] アルトジウスは、整然とした抽象的な理論の装いを着せたのである。そして、彼は、人民主権 (Majestätsrechte des Volkes) の絶対的な不可譲渡性と根本にある社会契約の本質を強調して説明した。このことによって、これまでの先駆者以上に幅広くかつ徹底的に、自分の理論を根拠づけた。その説明ははじめてジャン・ジャック・ルソー (Jean Jacques Rousseau) において繰り返されている。しかも〔彼は〕しばしばおどろくほど〔アルトジウスに〕類似している。

#### アルトジウスの政治理論の運命、それに対する批判と『政治学』の影響

アルトジウスの『政治学』は、いうまでもないことだがしばしばセンセーショナルであった。とくに [GF17] それに反対したのは、もう一人のドイツの政治学者、ハルバーシュタット出身のヘンニング・アルニサエウス (Henning Arnisaeus, 1636年没)<sup>40</sup>であった。彼は、支配者の権利 (Herrscherrechte) は不可侵であるという論争的な大きい著書を書いた。フーゴ・グロチウス (Hugo Grotius)<sup>41</sup> はアルトジウスの名前も論争相手の名前も掲げてはいないけれども、アルトジウスの『政治学』で提起された根本的な命題に詳細に反論しようとした。[GA5] [このように] たくさんの政治理論家たちが、以前においても以後においてもアルトジウスの『政治学』の基本思想を攻撃した。しかしながら、それにもかかわらず、この著書は、すでに8回出版されたことが示すように、広汎に行きわたり、少なからぬ影響を及ぼした。簡略に編集された政治学の若干の教科書は、例外なくアルトジウスの学説を再生産した。基本的に異なった傾向の多くの政治学的著書の中に、アルトジウスの著書の重要な命題が割り引

---

<sup>39</sup> 訳注 モナルコマキについては R.トロイマン著小林孝輔・佐々木高雄共訳『モナルコマキ—人民主権論の原流』, 学陽書房, 1976年参照。

<sup>40</sup> 訳注 Cf. Arnisaeus, Henning (ca. 1575-1636), in: Deutsche und europäische Juristen, S. 464.

<sup>41</sup> 訳注 Cf. Grotius, Hugo (1583-1645), in: GF25, note 5.

かれた形で浸透していった。アルトジウスの著書は、実定的なドイツ国家法の学者たちによって、国家法の根本概念を論じる際に無造作に利用され引用された。[GA6] その結果ドイツ帝国の国家権力の法学的な論述に直接的な影響を与えた。客観的にはそれほど踏み込んでいくわけではないにもかかわらず、非常に多くの論争的著書がフランスやイギリスで刑吏の手で燃やされた。しかし、アルトジウスの著書は、公権力の側からなんらの攻撃も受けなかった。これは、多くの点で著書の純粋に学問的な形式のお陰であったが、しかし、ある点で、30年戦争以前のドイツで支配的であった比較的自由的な精神に由来していた。

### 17世紀半ば以降のアルトジウスへの言及

17世紀の中頃になってはじめて、まさにアルトジウスはあらゆるモナルコマキの中でももっとも破壊的で、その『政治学』は燃やすに値する書物だと断言する声が聞こえるようになる。とりわけ、ヘルマン・コンリング (Hermann Conring)<sup>42</sup> はたくさんの彼の政治学の著書の中で、アルトジウスの著書をもっとも厳しい表現で断罪する。とくに彼は、ナーマン・ベンゼン (Naamann Bensen) によって支持された最高権力の主体に関する論文の中で、アルトジウスは国家を危うくする [GA7] 暴動理論の体系家であると叫んでいた。そして彼は、ベンゼンが自分のために書いた特別な支持論文に完全に賛意を表明した。この支持論文の中で、たしかにベンゼンは、コンリングの論文を擁護し、中でもプロイセンのヨハン・フィヒラウ (Johann Fichlau) の書いた反論書に抗議し、アルトジウスへの断罪を支持した。同じころ、ペーター・ガルツ (Peter Gartz) は、その信奉者全体の中でもユニウス・ブルートス (Junius Brutus) とアルトジウスをもっとも悪質な扇動者として描いている。そして、その『ピューリタンの信仰および統治の規則』 (Puritanischer Glaubens- und Regimentsspiegel) (ライプチヒ、1650年) の中で、人民主権論を長老派の迷える精神の産物としてことごとく攻撃していた (138頁以下)。彼自身は、彼らのまばゆいほどの論証に青年期に魅惑されたことがあったそうで

---

<sup>42</sup> 訳注 Cf. Conring, Hermann (1606-1681), in: Deutsche und europäische Juristen, S. 99ff.; Deutsche Juristen, S. 65 ff.

ある（197頁以下）。激越なほどに、ヨハン・ハインリヒ・ベツラー (Johann Heinrich Boecler) (1611-1672年)<sup>43</sup> は、アルトジウスの著書を、モナルコマキの中でもっとも有害な産物として断罪し、その著書は、いかなる学校でも許されるべきではない、むしろ、炎に渡されるべきだといった。ウルリヒ・フーバ (Ulrich Huber) (1636 - 1694年)<sup>44</sup> も、考え方の自由な、しかし、穏健な『国家法』(de jure civitatis) (ライデン, 1674年)の中で、慎重にしかしはっきりと、アルトジウスの基本原理に反対している。けれども、彼は、[GF18] 明らかに人格的きずなを敬虔に顧慮して、あらゆる鋭い言葉をこの際押さえているけれども。同様に、[GA8] 18世紀には、この厳禁された著書は、ドイツとフランスの学者によってモナルコマキのもっとも重要な体系としてしばしば引用され攻撃され、その世紀の半ば以降近代的なイギリスとフランスの人民主権論の明瞭な出現以前に、ついに完全に見えなくなる。

### 忘れられゆくアルトジウス

それ以来、アルトジウスの著書は、忘れられ、今世紀の活発な歴史研究によっても、忘却から救い出されてはいない。たしかに、政治思想史 (die Geschichte der politischen Ideen) の中のところどころで数行程度述べられることはある。しかしながら、まさに、この領域にささげられたもっとも広範囲でもっとも重要な諸著書の中でさえ、アルトジウスに関して深い沈黙 (altum silentium) が支配している。[GA9] いずれにしろ、誰も、このほこりだらけの著書をもっと詳しく調べることに、骨折りがいがあるとは思ってもいないようである。

### アルトジウスの著書の意義

こうしたことにもかかわらず、調べるべき十分な理由はある。本当に、いわゆるモナルコマキ論と世界を揺り動かす社会契約論との間には直接的な連続性が潜んでいたのではないか！ルソーは、危険な飲み物をそれによって醸造する酵母 (Elemente) が全体としてもう出来

---

<sup>43</sup> 訳注 Cf. Boecler, Johann Heinrich (1611-1672), in: GF27, note 13.

<sup>44</sup> 訳注 Cf. Huber, Ulrich (1636-1694), in: Deutsche und europäische Juristen, S. 203 ff.

上がっていると見た。彼がかき混ぜることだけを行ったのである。そして、火のような言葉を付け加えて酔わせる力を強めたのである。しかし、彼の用いた酵母の内、非常に重大な部分は古くからの人民主権論によって提供されている。その他のある部分は、グロチウス以来作り上げられてきた自然法論の枠の中で、すでにシドニー (Sidney) とロック (Locke)<sup>45</sup> によって人民主権論と融合された自然法論に由来する。さらに残りは、とりわけルソーによって革命の言葉に翻訳されたホッブズ (Hobbes)<sup>46</sup> の絶対主義の理論に由来する。

しかし、それだけではない！ルソーの社会契約は、たくさんの根本的で優れた思想においてまさにアルトジウスの『政治学』と注目すべき一致を示している。この思想は、一般的であれ、同じく鋭い言い方においてであれ、他の先駆者の中にはみられない。そのために、ルソーは当時フランスでもよく知られていたアルトジウスの著書を読んでいたし利用したと、高度の蓋然性をもっていえる。たしかに、ルソーは引用を嫌い、異なる思想を作り変えるその能力によって、こうしたことの厳密な証明は難しい。しかし、とらわれずに二つの著書を比較するものは、ここには偶然以上のものが働いているに違いないという印象からほとんど逃れられないだろう。

[GF19] しかし事情はどうでもよい。以下の記述がおそらく示すように、アルトジウスの著書はたしかにそれ自体として注目に値しないわけではない。[GA10] さらに、付け加えるべきことは、この独自の才能豊かな人は法学の歴史に対しても一定の意義ある扱いを求めうるということである。こうして、その影を呼び出すことは許されるだろう。

## アルトジウスの生涯

彼の外面的な人生の運命は、概略しか知られていない。それについてもっと詳しく調査することは、本論文の範囲を越えている。われわれの目的にとっては手に入る情報を簡単にま

---

<sup>45</sup> 訳注 Locke, John (1632-1704). [ロック] (山崎時彦): 『新訂版現代政治学事典』, 1088-1089 頁.

<sup>46</sup> 訳注 Hobbes, Thomas (1588-1679). [ホッブズ] (佐藤正志): 『新訂版現代政治学事典』, 949-950 頁.

とめれば十分である。

## 出生と教育

ヨハネス・アルトジウスの家名<sup>47</sup>は後代にはアルトウス (Althus) と訳されたり, アルトウゼン (Althusen) と訳されたりしているが, おそらく, アルトハウス (Althaus) とも言われた。彼は, 1557年にヴィトゲンシュタイン・バルレブルク伯爵領のディデンスハウゼン村で生まれた。[GA11] 彼の素性, 青年期, 学歴について確実にわかっていることは次のことである。彼は, バーゼルで勉強し, そこで, はじめにリツェンティアート<sup>48</sup>の学位, その後に, 法学博士の学位を得たようである。しかし, 彼は, ジュネーブでも, 1585年以來教授として活動していたディオニジウス・ゴドフレドウス (Dionysius Godofredus) の下で法学教育を完成しようとしたと推定する理由もある。さらに彼は, ジュネーブで, カルヴィニズムの精神に深く捉えられていたであろう。その精神は彼の全活動に現われている。

## ヘルボルンでの活動

1586年, 彼は, ヘルボルンのナツソウ大学 (Hochschule) から招聘を受けた。この学校は, それまではもっぱら改革派の教職養成のために設けられていたが, これからは法学部創設によって拡張されることになっていた。ヘルボルンの法学第一講座教授として彼はその年のクリスマスにローマ法に関する講義を行い, 翌年には, その講義を哲学分野にまで広げた。1589年11月, 彼は, デイレンブルク伯爵官房の一員にもなった (彼のこれまでの80レーダーグルデンの給与は100レーダーグルデンに引き上げられた)。1594年, 彼は, ギムナジ

---

<sup>47</sup> 訳注 ヨハネス・アルトジウスとは, もととのドイツ語名をラテン語名に直したものであるために, ドイツ語の家名がはっきりしない。そこで, 本文で言われるように, ドイツ語の家名がいろいろ推量されている。

<sup>48</sup> 訳注 「リツェンティアート」(Licentiat)とは, 講義できる学位である。日本では得業士と訳されることもある。

ウム教師としてシュタインフルトに赴き、しかし、[GA12] 数ヶ月後には、ヘルボルン大学に戻った。なおその年大学はジューゲンに移転したのでそこに移り住んだ。1599年大学が大部分再びヘルボルンに移転したとき、彼は、二人の同僚すなわちウルナー (Ulner) とノイラート (Neurath) と共に、ジューゲンにとどまった大学の人たちの味方をして残留した。その間に結婚した。[GF20] 市参事会と市民に支持された同僚たちの抗議にもかかわらず、彼はまもなく、再びヘルボルンに呼びたいという君主 (Landesherr) の希望に従わざるを得なかった。彼と行動を共にしていた法律家マッタエウス (Matthaeus) だけは、ヘルボルンに行き、職責を遂行することは出来なかった。ヘルボルンで、1599年アルトジウスは学長職につき、1602年二回目の学長職を果たした。

## エムデン市へ

彼の生活環境が完全に変わったのは1604年であった。その年、彼は法律顧問 (Syndikus) として、エムデン市の招聘を受諾した。彼は死ぬまでこの地位を忠実に守った。ライデン大学の招聘を断った。それから、フラネカー大学は、彼に1606年法学第一講座教授職と、当時では輝かしい1000グルデンの給与も提示し、なんども交渉を重ねたが、彼はその招聘も断った。法律顧問としての立場で、彼は、たえざる熱意と燃えるような活力をもって、活気にあふれた東フリースラントの商業都市〔エムデン〕に仕えた。そして、その自由と独立の戦いの中で、自分の主張した政治理論を実現しようと努めた。東フリースラントの伯爵と等族の間の長い争いの中で、そして、その争いが進む中で、とくにエムデン市は、[GA13] 自己の君主に対してよりもオランダ連邦共和国にしばしば親しい関係を保持し、オランダの保護を受けて時にはまさに独立共和国のようにふるまった。そのために、アルトジウスには、その理論的精神をもって実践的な活動をする機会がないことはあり得なかった。実際彼は、その職務に就いている全期間、君主や騎士身分に対して、改革派の信仰告白、ラント法、市民権、これらを擁護する戦いの中で都市政治の中心人物〔の一人〕であったように見える。彼は、都市の中で高い尊敬を受け、たびたび都市の使節を引き受けた。メンゾ・アルティンゲ



(Menso Alting) の指導を受けた改革派の聖職者の間でとくに愛されていた。1627 年には、教会会議の長老 (Senior des Kirchenraths<sup>49</sup>) にもなった。1638 年 8 月 12 日、たくさんの子孫を残して、81 歳で死去した。

## アルトジウスの著作 / 『政治学』

アルトジウスの著作のうちで、ここでまず始めに興味を起こさせる政治学に関する著作は、すでに述べたように、1603 年ヘルボルンでクリストフォロス・コルヴィヌスから出版された。そのタイトルは次のようである。ヨハネス・アルトジウス両法学博士著『政治学<sup>50</sup> — 体系的に<sup>51</sup> 順序正しく論じられかつ聖俗の模範に基づいて説明される。そして、それには最後に、学校の有益性、必要性、伝統に対する [GA14] 賛辞が付けられる』(Johannis Althusii, U.J.D.<sup>52</sup>, *Politica methodice digesta et*<sup>53</sup> *exemplis sacris et profanis illustrata: cui in fine adjuncta est Oratio panegyrica*<sup>54</sup> *de utilitate necessitate*<sup>55</sup> *et antiquitate scholarum*<sup>56</sup>)。著者は、当時まだ教授職

---

<sup>49</sup> 訳注 GF20 は、Elder in the Consistory と訳している。

<sup>50</sup> 訳注 「政治学」とはラテン語では *politica* である。そして、復刻版 AP は、*politica* を大文字で **POLITICA** と表ししかも赤字印刷で強調し、そのような **POLITICA** とそれに続く黒字印刷の *Methodice digesta* 云々とを区別している。したがって、書名は『政治学』(*Politica*) と呼ばれる理由がある。そのために、訳に際しては、「政治学」(**POLITICA**) と「体系的に順序云々」(*Methodice digesta* .....) との間で区別をして、後者を前者のサブタイトルとして位置づけた。

<sup>51</sup> 訳注 「体系的に」と訳した原語は *methodice* である。英訳では *methodically* である。それゆえに、「方法論的に」と訳すことが出来る。しかし、アルトジウスは、「政治学の梗概」(*schema politicae*) と題する一覧表を主著の目次の後に 4 頁に渡って付けていることに注目したい。というのは、この一覧表は、複雑な内容を系統的図式的に、今日的に言えばチャート式に分類していて、したがって、内容を理解するにはいつでも一覧表で読者は自分の今の位置を確認できるようになっているからである。それゆえに、「方法論的に」とは、「体系的に」と同じ意味に考えられる。

<sup>52</sup> 訳注 U. J. D. = *utrisque juris doctor* すなわちカノン法と世俗法の両法学博士のこと。

<sup>53</sup> 訳注 *Politica methodice digesta et exemplis sacris* というように、接続詞 *et* が用いられているが、AP の復刻された表紙をみると、接続詞は *et* でなく *atque* が用いられている。意味に違いは生じない。

<sup>54</sup> 訳注 書名自体は、本体である『政治学』の部分と「そして、それには最後に云々」で始

についていたが、いかなる政治的事件にも巻き込まれてはいなかった。それゆえに、純粹に [GF21] 理論的な仕方で、具体的な党派的意図もなく、自己の観点に立っていた。しかし、法律顧問の前任者ドティアス・ヴィアルダ (Dothias Wiarda) が、民衆運動にかかわらなかつたまさにそのために職を解かれたことによって、『政治学』で表明された心情のゆえにアルトジウスはエムデンに招聘された、この話しは非常にありうることである。翌年、アルトジウスは、著書の相当大幅な改訂と増補を行い、こうして実際彼の新しい実践的な立場の影響が現れてきた。グローニンゲンで 1610 年に出版された第 2 版は、いっそう重要な改訂を受けたが、たくさんの点で体系の改正をはかり、またそれまでになされた攻撃に対し詳しい反駁も示している。それだけでなく、まったく新しい多くの節とたくさんの新しい文言を付け加えている。これらの節と文言は、東フリースラントと近隣のオランダとの諸事情によって明らかに呼び起こされ、ある点でエムデン市と東フリースラント伯爵とのシュワーベン紛争に直接ねらいをつけている。その他にも、歴史的な挿入や実定法的な挿入の箇所が数多く増えている。こうした第 2 版と、補遺と比較的新しい参考文献目録によって増補されたにすぎない第 3 版とは本質的に一致する。この第 3 版は、ヘルボルンで 1614 年に出版された。1617 年にアルンハイムで第 3 版として出版された重版もある。これは、しかしながら、1610 年のグローニンゲン版を再版しているにすぎない。1625 年第 4 版のタイトルの下で、同書は、

---

まるいわば附録の『賛辞』(Oratio panegyrica) の部分からなる。なお、『賛辞』は、復刻された表紙では大文字の赤字印刷による。したがって、『政治学』と『賛辞』とが並列的に扱われている。

<sup>55</sup> 訳注 *utilitate necessitate* の語順は、AP の復刻された表紙では逆になっていて、しかも復刻版では *necessitate* と *utilitate* の間にはカンマがある。このような細かな相違点を考えると、アルトジウスの著作名として本文のように引用のままを用いることは出来ないことに注意しなければならない。しかし、復刻版である AP, p. 969 では『賛辞』の該当箇所は本文の先程の語順になっているから、これまた注意が欠かせない。

<sup>56</sup> 訳注 アルトジウスは、『政治学』と区別していわば附録として『賛辞』を載せている。そのためか、AP by Friedrich は『賛辞』を収録していない。同様に、AP by Carney も『賛辞』を英訳していない。

1614年版の形で、著者の生存中にもう一度ヘルボルンで出版された。彼の死後、同書は、さらに、[GA15] 1643年にライデンで、1651年にはアムステルダムで、1654年にはヘルボルンで印刷された。

## 法学論文とその他の論文

『政治学』のほかに、アルトジウスは、数本の法学論文も書いた。その中で二本の論文は、市民法全体を体系的に叙述した。その最初の一本は、1586年にバーゼルで次のようなタイトルで出版された。『ローマ法学2篇—ラムスの体系的な規則にならって構成され、および、一覧表によって説明される』(Jurisprudentiae Romanae libri duo ad leges methodi Rameae conformati et tabellis illustrati)。それは、多くの人に利用され教科書としてなんども版を重ねた。その完全な改訂からアルトジウスの法学的な主要著書が生まれ、ヘルボルンで1617年に印刷され、フランクフルトで1618年に、また1649年にも印刷された<sup>57</sup>。すなわち、『権利と裁判<sup>58</sup>—われわれの使用するすべてのあらゆる法を体系的に概説する3篇。および、現

---

<sup>57</sup> 訳注 改訂第2版の復刻版であるAD, 1649 (Scientia)の表紙によると、肩書きとしてJC. (第1篇の本文1頁ではJ.C., 第2, 3篇の本文の始めの頁ではそれぞれJC.)が付けられている。JC.は*juris-consultus*の略かもしれない。もしそうならその意味は「法律顧問」である。そして、彼は、1604-1638年までその地位にいたから、第1版は「法律顧問」の在職中であり、改訂第2版は彼の死後のものとなる。

<sup>58</sup> 訳注 著書ADを『権利と裁判』と訳した理由を述べなければならない。

ADすなわち*Dicaeologiae libri tres*の*dicaeologiae*は*dicaeologica*の単数属格であって複数形ではない。というのは、*Dicaeologiae*は*libri*と同じく*tres*を形容するからである。そこで、*libri tres*は今「3篇」と訳すとすれば、*Dicaeologiae libri tres*は「『*Dicaeologica*の』3篇」になるのである。

ところで、*dicaeologica*という単語そのものはラテン語辞書には見当たらない。しかし、近い単語として*dicaeologia*があり、ギリシャ語 *δικαιολογία* (*dicaialogia*)も紹介されている (Lewis-Short Latin)。つまり、ラテン語の*dicaeo-*はギリシャ語では*δικαιο-*(*dikaio-*)にあたる。そこでギリシャ語の用法をみると、*δικαιο-κρισία* (*dicaio-krisia*)というのがあり、その意味は「正しい判決」(just judgement)である。そして、*δικαιο-κρισία* (*dicaio-krisia*)は*δίκαιος* (*dikaios*)と*κρίνω* (*krino*)すなわち「正しい」と「決定する」の合成語からなる。ところで、*δίκαιος* (*dikaios*)は*δίκη* (*dike*)と関係する。*δίκη* (*dike*)は、①「正しいこと」(right)。もともとは「慣

在の法〔ローマ法〕とユダヤ法の比較，一覧表の添付，3篇の索引付き．……理論と実践<sup>59</sup>にそして他の学問<sup>60</sup>をする学生たちにもっとも有益な書物』(Dicaeologicae libri tres, totum et

習，習慣，やり方]. ②「秩序，法，権利」. ③「判決」. ④「訴訟」を意味した．その他，「裁判」「裁判による賠償あるいは刑罰」も意味した(Liddell-Scott Gr-En)．こうしてみると *δίκη* (dike) の主要な意味は，「裁判で争われる権利についての判断」といえるかもしれない．もしこういえるなら，*δίκαιο-* (dikaio-) も「裁判で争われる権利」にかかわるだろう．

他方，*dicaeologica* の *logica* について考えてみたい．*logica* はギリシャ語では *λογικός* (logikos) にかかわる．そして，*λογικός* (logikos) は belonging to the reason, rational 「理性に属する，合理的な」を意味し(Liddell-Scott Gr-En)，それは形容詞で男性主格であり，その女性主格は *λογικα* (logika) である．*λογικα* (logika) の名詞化の訳は，そのために，「理性」でよいだろう．ただギリシャ語から考えるのではなく，ラテン語からみると，若干異なる．すなわち，ギリシャ語 *λογικα* (logika) はラテン語では *logica* となり，その意味は *logic* 「論理」(Lewis-Short Latin; Menge-Gütling Latein) である．田中『羅和辞典』も「論理」としている．

そこで，合成語 *dicaeo-logica* を考えると，その名詞化された意味はさしずめ「裁判で争われる権利の論理」であろう．そのために，AD の書名の最初の部分すなわち *Dicaeologicae libri tres* は「裁判で争われた権利の論理の3篇」とすべきであろう．これでは長すぎて不便なので，あえて *Dicaeologica* を取り出して書名としては『権利と裁判』とする．

<sup>59</sup> 訳注 アルトジウスの用いた「実践」に当たるラテン語の *praxeos* はギリシャ語に由来する．

<sup>60</sup> 訳注 第一に，「学問」に当たる原語は *facultatum* であり *facultas* の複数形の属格である．*facultas* の主要な語意は，「能力，可能性，力，手段，機会；技量，なにかを容易に行いうること」であるから，複数形 *facultatum* をそのままいえばその意味は「いろいろな能力」になるかもしれない．しかし，AP by Carney, p. 217 は *facultatum* を今日的に *subjects* (「科目」と英訳する．この英訳を参照して，*facultatum* を「いろいろな学問」と考えたい．第二に，*tam theoriae quam praxeos aliarumque Facultatum studiosis utilissimum* の箇所をめぐって訳者と AP by Carney との間で理解が異なっている．すなわち，AP by Carney は，この問題の箇所を *very useful in theory and practice for scholars of subjects other than law* すなわち「法以外の科目の学生たちにとって，理論と実践において非常に有益な」と訳する．つまり，「有益な」のは，「法以外の科目の学生たちにとって」であって，しかも彼らの「理論と実践において」であると読みうる．しかし，「そして他の」(*aliarumque*) に使われている接続詞「そして」(-*que*) を考えると，それは「理論と実践」に並んで「他の学問」を述べていると理解しなければならない．ところで，「理論と実践」のラテン語の *theoriae* と *praxeos* とは文法的には与格と考えられ，「学生たち」のラテン語の *studiosis* の与格と共に，「もっとも有益な」のラテン語の *utilissimum* (与格をとる) にかかわる．そして，「理論と実践」とは法とのかかわりでいわれているのは明らかであるから，「他の」といえばそれは法の「理論と実践」と区別されたものつまり「法の理論と実践以外」の学問である．そのために，問題の箇所の訳は，「理論と実践にもっとも

universum jus, quo utimur, methodice complectentes, cum parallelis hujus et Judaici juris, tabulisque insertis atque Indice triplici; ..... Opus tam theoriae quam praxeos aliarumque Facultatuum studiosis utilissimum). 彼の他の法学論文は、個別的な法の素材にかかわり、ここではこれ以上関心を向ける必要はない。

最後に、アルトジウスの [GA16] 実践倫理の体系が知られている。それは、[GF22] 彼の従兄弟のフィリップ・アルトジウス (Philipp Althusius) が次のようなタイトルの下に 1601 年ハナウで出版したものである (第 2 版は 1611 年)。すなわちヨハネス・アルトジウス閣下<sup>61</sup> 著『市民の交際 2 篇—体系的に順序正しく論じられかつ聖俗の模範に基づいて区別なく説明される』(Joh. Althusii V. Cl. Civilis conversationis libri duo, methodice digesti et exemplis sacris et profanis passim illustrati)。

これらすべての著作において、アルトジウスは抜群の法学的神学的人文主義的哲学的教養を証している。法律家として、彼は完全にその時代の頂点に立っている。そして、とりわけ、優雅なフランス学派の著作に造詣が深くずば抜けている。神学的な点では、彼は、厳格なカルヴィニストとして、とくに他のもの以上に旧約聖書を好ましく思っていた。そして、包括的に、古代ユダヤの諸制度を研究範囲に入れている。彼の人文主義的傾向は、ローマの文献以上にギリシャの文献に基づいた古典的教養に現れている。それゆえに、彼もまた、無数のギリシャ的表現の広まっている時代の好みを追っている。哲学的な点では、彼は、ラムス (Ramus)<sup>62</sup> 主義学派の信奉者であると公言し、とりわけ論理学と倫理学を追及している。

---

有益な、そして他のいろいろな学問をする学生たちにももっとも有益な」となるのではないかと思う。第三に、「有益な」にかかわる対象は、接続詞「そして」(-que) を考えると、一方では法の「理論と実践」、もう一方では法の「理論と実践」以外のものというように、二分されている。ところが、AP by Carney ははっきりとは二分していない。そのために、「法以外の科目」を学ぶ学生にとって、法の「理論と実践において」「有益な」状態が起きるが、しかし、法の「理論と実践において」そのものでは「有益な」状態が起きることは考えられていないという解釈が成り立つ。しかし、これは奇妙なことではないであろうか。

<sup>61</sup> 訳注 V.Cl.=Vestram Celsitudinem=貴顕、閣下。

<sup>62</sup> 訳注 Ramus, Petrus (Pierre de la Ramée, 1515-1572)。ラテン語でなくフランス風に読めばラム。フランスのプロテスタント思想家。中世のカトリック神学の基礎にあったアリストテレ

また彼の歴史的知識は大いなる範囲に及ぶが、彼には、独自の歴史的批判さらに深い歴史的洞察があるわけではない。

### アルトジウスの人格の一般的な特徴

彼の固有な精神的能力は、議論に強く体系化をはかる非凡な才能にある。彼はとても無理な素材でも意のままに純粹に論理的な仕方を得られたパターンの中に取り込む。彼は生まれつきラディカルな理論家である。同じほど才能のあるすべての人々と同様、彼も、深い以上に明快であり、分別がある以上に聡明である。彼の考えはしばしば非常に大胆ではあるが、味気ないところもある。すなわち、熱烈なファンタジーのために道を踏み外すことはない。しかし、一面的に論理を貫きがちな悟性のために、逸脱が起きる。[GA17] 内側に向うよりも外側に向う精神のために、思弁的思考には縁がない。彼はあらゆる注意を払って、一方では教授方法の問題に取り組み、もう一方では公的私的な生活における実践的態度の問題を取り扱っている。彼の意見は、どこでも、精力的で火の燃えるような性格の影響をみせる。彼の本質である並外れた能動性は、彼がその著作の改訂と完成に携わったそうしたやむことのない熱意において証しされ、また、彼の激しい、しかししばしば輝かしい論戦の力において示され、彼の法体系の独自の構築にいわば客観的に映し出される。彼の観察するところでは、その法体系は人間の生きた活動の概念に基礎づけられ、そして、個々のあらゆる法制度も法的関係を形成する人間の行為の観点の下に置かれる。彼の書き方は、生き生きとしており、明快であるが、回りくどく、[GF23] 同意語を重ねてわずらわしいことさえある。しかし、奮い立たせるところでは、彼は修辭的に巧みに情熱を傾ける。

---

ス的な論理学の恣意性、人工性を批判し、教育における配慮を盛り込んだ「方法」を主張。カルヴァン派となり、1572年の聖バルテルミーの虐殺の犠牲者となる。